



Title	ロシア語における「主語」と「主題」そして「主体」について：(2)「X-Y」文
Author(s)	林田, 理恵
Citation	大阪外国語大学論集. 1998, 18, p. 65-87
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/79748">https://hdl.handle.net/11094/79748</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

## ロシア語における「主語」と「主題」そして 「主体」について - (2) 「X-Y」文

林 田 理 恵

《ПОДЛЕЖАЩЕЕ》, 《ТЕМА》, 《СУБЪЕКТ》  
В РУССКОМ ЯЗЫКЕ - (2)

Риэ ХАЯСИДА

Объектом данного исследования являются двусоставные предложения, образованные двумя именными группами в именительном падеже, без связки и со связкой (далее предложения  $\langle X - Y \rangle$ ).

В исследовании автор пытается определить 1) синтактико-семантические свойства предложений  $\langle X - Y \rangle$ , в которых отражены когнитивные процессы человека; 2) синтактико-семантическое соотношение между предложениями  $\langle X - Y \rangle$  и  $\langle X$  является  $Y \rangle$  и историческую основу их структуры.

На основе вышеуказанного исследования в настоящей работе рассматривается вопрос о том, логично ли применить понятия «подлежащее» и «сказуемое» к пониманию предложений  $\langle X - Y \rangle$ , и определяется соотношение между понятиями «подлежащее» и «тема» в предложениях  $\langle X - Y \rangle$  и  $\langle X$  является  $Y \rangle$ .

### 0.はじめに

前稿において、ロシア語の文法的カテゴリーとしての「主語」は、歴史的、発生的にみて、そこに本来的な意味での、事象の根源的要因としての「動作主」標示の機能と、判断の中心、発話の出発点としての「主題」の機能の二つをみることができ、その二つの機能が収斂したものとして「主語」を理解し得るのではないか、さらには、ロシア語において「意味上の主体」として理解されてきた、文頭要素としての「斜格主体」も、そこには不随意的行為の主体として、「経験者」という範疇に属するものとしての格標示を受けつつ、「主題」機能を担うものとして、文頭の位置を占める成分とみなすことができるのではないか、という大枠としての仮定を提示した[32]。

本稿以後、言語現象の基盤となる、認知レベルにおけるところの概念化の類型を基礎として、ロシア語の文の構造的な類型化をおこない、個々の類型における詳細な分析をおこなう中で、歴史的、言語類型学的な視点も踏まえて、このロシア語の「主語」、「主題」という概念に関する大枠としての仮定について、検証する作業を進めていく。

## 1. 認知過程における二つの基本類型

人間がある事柄を文として表現し、伝達しようとする際、話し手はまず外部世界の中から有意義な断片として、ひとまとまりの内容を取り出し概念化するわけであるが、その概念化の過程には、基本的に二つの異なるタイプを見出すことができる。

叙述の型としての文の類型そのものの二分法は、古くはヴェンドリエスなどの「名詞文」、「動詞文」にもその原型が認められ、また日本語文法の研究では、昭和初期、すでに文の類型としての佐久間の「いいたて文」の「物語り文」と「品定め文」の二分が知られており [27], (1) 三尾 [34] や三上 [36] に引きつがれ、現在においても日本語の文類型に関する研究の多くが、この佐久間の二分法を基礎としている。(2)

これらの文類型の二分法ということ、今、人間の認知レベルにおける概念化という観点で捉え直してみると、まず佐久間の「品定め文」に相当する第一の類型では、外部世界に属する個体—具体的、抽象的事物—を対象として取り上げ、その「性格付け」や「分類」、または「同定」をおこなうという概念化である。外部世界における個体としてのものに対する認知プロセスは、まず存在確認としての「同定」に始まり、その「同定」されたものをより高次のクラスへとまとめ上げる「分類」というプロセスとして確認できるだろう。そこでは認知主体としての人間は、複数の可能性の中からまず恣意的にある個体を取り出し、その個体に対する「同定」、「属性規定」、「分類」といった判断を認知主体の経験の中から導き出す。従ってこれらの経験的判断は、基本的には対象とする個体のある限られた時空間の中でのありさまという判断ではなく、時間的変化を伴わない、普遍的状态としての把握をその基本としているといえる。

これに対して、「物語り文」に相当する第二の類型は、外部世界のある限定された時空間に存在したり、出現したりする「状態」や「出来事」に対する概念化である。外部世界の事象というものは、本来的には因果連鎖的に生起するものであり、その中である特定の「状態」や「出来事」を認知対象として概念化するということは、まずその因果連鎖の網から、対象とする「状態」や「出来事」をある特定の限定された時空間の中で切り取り、個別化—「同定」—するという認知プロセスが必要となってくる。第一の概念化とは異なり、この第二のタイプでは、対象とされるのはあくまで外部世界の中に展開しているところの「状態」や「出来事」であり、第一の類型で、対象とされる「個体」が認知主体によって恣意的に選り出されるのに対し、この第二の類型では、どの「状態」や「出来事」を概念化の対象として選り出すかは、認知主体が恣意的に決定

することではあるが、その「状態」や「出来事」にどのような「個体」の存在が関わるか、そしてその関わり方がどのようなものであるかなどの判断は、基本的には外部世界のありようそのものに依拠しているものであり、認知主体が恣意的に選択すべきものではない。そこでは、経験的判断ではなく、まさに外部世界に刻々と時間変化を伴って生起する事象を知覚することを基礎として、その知覚に基づいた判断がおこなわれるといえるであろう。

以上、認知主体としての人間があるひとまとまりの内容を対象として概念化する際、その認知プロセスは、まず性格を異にする二つの基本的な類型として大きく分けることができるということのみてきた。認知過程における二つの基本類型というのは、上でもみえたように、実際の言語表現を形作っていく言語の表現形式のメカニズムと密接に関わりをもち、背後から制約するものとして働いていると考えることができるであろう。そのような関わりというものを念頭に置きながら、以下、具体的な言語表現としてのロシア語文の統語的・形態的な立ち現われ方を検討することで、本稿における本来的課題であるロシア語における「主語」、「主題」、「主体」という概念の整合性の是非を、そして仮にこれらの概念が分析の単位として整合性をもつ有意義な単位であるとするならば、それらが言語の単位として確立し得るに至る、どのような認知プロセスの背景としての支えがあったのかを探っていくことにする。それはとりもなおさず、意味上の「主体」というものが、概略、言語外事実としての外部世界に立脚したものとして捉えられがちであり、「主題」というものが、発話の組織のレベルの問題としての発話の出発点、「何かについて」というものとして大方捉えられ、さらに「主体」と「主題」というものとの関わりの中で「主語」という文法概念が論じられがちなことを考えるとき、まさにそこでは、外部世界をいかに切り取るか、そして、概念化の対象としての中心—発話の出発点—をどこにおくのかという、話し手の認知プロセスに深く関わる問題が論じられていると考えるからである。

## 2. 「X-Y」文における認知過程

### 2-1. ロシア語の「X-Y」文

本稿ではまず手始めに、すでにみた概念化の第一の類型を最も典型的に反映させた、具体的な言語の表現形式としてのロシア語の「X-Y (X, Y=名詞句)」文を検討することとする。

「X-Y」文とは、他言語の研究においての、いわゆる「名詞コピュラ文」に相当する文形式であるが、ロシア語の場合、以下でみるように現在時制でコピュラが存在しないこと、そしてそれをコピュラの $\phi$ 形式と断定することについては、未だ明確な結論が出されていないこと、等を理由に、ロシア語を分析対象とする場合には、「名詞コピュラ文」という言い方を避け、「X-Y」文という表記をすることにしたものである。

さて、ロシア語の「X-Y」文は、具体的な表現としての文として立ち現われるとき、まず、1)現在時制でコピュラとしての *быть* は表現形式上用いられず、具体的には X ( $N_1$ =主格), Y

(N<sub>1</sub>=主格)という二つの名詞句の並列として表現される。2)過去時制や未来時制の場合には、コピュラとしての *быть* は立ち現われるが、二つの名詞句のうち的一方が、場合によってN<sub>1</sub>で表現されたりN<sub>2</sub>(=造格)で表現されたりする、という特徴をもつ。ロシア語の「X-Y」文がこのように、特に現在時制において二つの主格で表現される名詞句の並列という形をとることから、二つの名詞句X、Yのいずれを「主語」(подлежащее)とみなし、いずれを「述語」(сказуемое)とみなすかについては、いくつかの先行研究において議論の対象となってきたところだ [13:234] [22] [16:250] [20: 35]。比較的最近のものとしては、Падучева, Успенский が名詞句の指示的機能の差異に着目して、ロシア語の「X-Y」文における「主語」と「述語」の規定を試みている [12]。

以下ここでは、Падучева, Успенский の中で考察の対象となっているロシア語の「X-Y」文を、認知論的観点から再度検討し直すことによって、Падучева, Успенский も含めて先行研究における「X-Y」文における「主語」、「述語」規定の基準の妥当性を問い直し、そもそもロシア語の「X-Y」文の理解において、統語範疇としての「主語」という概念を適用することが有意義であるのかどうかという根本問題に立ち返って、ロシア語の「X-Y」文をめぐる「主語」、「主題」という問題に筆者なりの見解を出すことを試みたい。

## 2-2. 「属性規定文」としての「X-Y」文

さて、ロシア語に限らず一般に「X cop Y」の表現形式をとる「名詞コピュラ文」が具現している認知プロセスは、すでにおこなった分類の第一類型に対応し、複数の可能性の中からまず外部世界に属する個体X(具体的、抽象的事物)を取り出し、その個体に対して「属性規定」、「分類」、「同定」などの概念化をおこなうものである。

この第一類型の中で、まず「属性規定」、「分類」というプロセスについては、基本的にはすでにある個体を取り出すという認知作業そのものが、同時にその個体の「同定」をも含んでおり、そのすでに「同定」された個体を、さらにより高次のクラスへとまとめ上げる「分類」という同一のプロセスとして理解できる。「属性規定」とは、すでに「同定」されている対象へのある属性の追加を表わすものであるが、「この机は丸い」、「太郎は賢い」などの「X cop Y」のYが、いわゆる形容詞句で表現されているような文では、その「属性規定」は内包による規定ということになる。一方ここで問題としている、Yが名詞句で現われる「名詞コピュラ文」の「属性規定」の場合には、「山田さんは社長だ」、「鯨は哺乳類だ」のように、基本的にはYはXで指示されている個体に対する上位概念を表わす語句で表現され、Xで指示されている個体が、Yで表わされている上位概念に含まれること、すなわち「分類」ということを通じて、Xで指示されている個体が、Yで表わされている上位概念の内包である、ある性質、特徴をもつ、という形で「属性規定」がおこなわれている「属性規定文」として理解できよう。そこでは当然、Xの外延はYの

それよりも狭いということが基本的な条件となっており、このことは、この「属性規定文」と、次に検討する「同定文」との根本的な差異として着目できよう。(3)

「属性規定文」におけるY名詞句は、何かある個体を具体的な対象として指示することにその意味があるのではなく、その名詞句で表現されている事物の内包を表現している、叙述名詞句(predicative NP)として理解されよう。それに対してX名詞句は、認知主体が恣意的に取り出し、すでに個体として同定されている—すなわち話し手、聞き手双方にとって、特定のある対象を指すことが分かっている—事物に言及する指示名詞句(referential NP)である。

ただし、指示名詞句としてのXは、すでに個体として「同定」されている事物を指し示すとはいっても、それが必ずしも具体的な特定の一個のものであるとは限らない。「鯨は哺乳類だ」の「鯨」の例にみるように、総称的(generic)な意味で種族全体を総括的に指す総称名詞句の場合も、特定のすでに「同定」されている集合を指し示すという意味で、指示名詞句として「属性規定文」のX名詞句として立ち現われる。

さらに、「属性規定文」として理解される「この事件の犯人は明らかに男性である」という場合のように、X名詞句が「この事件の犯人」という資格をもつ、何らかの特定の個体の存在を一応前提とはしつつも、直接的には唯一的個体を何ら指示しない、限定用法の名詞句として立ち現われる場合もある。この名詞句の限定用法については、後に「同定文」の分析の際に詳しくみるが、この場合には、特定の個体の唯一的指示はおこなっていないものの、ある資格をもつ個体の集合という枠付け自体で、話し手、聞き手双方の「同定」のプロセスは完了したものとして提示されている。すなわち、「この事件の犯人がだれであるかということはわかっていないが、その資格を満たすものは男性というカテゴリーに属す」ということが表現されているのである。

このように、「属性規定文」の指示名詞句としてのXは、特定の個体を唯一的に指示する場合のみならず、総称名詞句として集合全体の指示を意味する場合、さらには限定用法の場合、というように、そこにおける「同定」にはかなりの幅があることが認められるのである。が、いずれにせよ、「属性規定文」として文が解釈されるための基本的な条件は、上でみたようにXの外延はYのそれよりも狭いということであり、「鯨 $\in$ 哺乳類」, 「この事件の犯人 $\in$ 男性」というようにこの条件を満たしておれば、X名詞句がかなりゆるやかな「同定」しかおこなわれていない指示名詞句であっても—すなわち外延がある程度広いものであっても—「属性規定文」として理解され得るのである。

ロシア語の「属性規定文」に分類されるものとしては、Падучева, Успенский から次のような例を挙げることができる [12: 354]。

- (1) Он врач.  
(彼は医者だ。)
- (2) Ювелир Фужере — владелец этого особняка.

(宝石商のフジェレーはこの邸の持ち主だ。)

(3) Осень — мое любимое время года.

(秋は私の好きな季節だ。)

(4) Кит — млекопитающее.

(鯨は哺乳類だ。)

(1)と(2)の例では、X名詞句としての он や ювелир Фужере が、具体的な特定の対象を指示した指示名詞句である一方、Y名詞句にあたる врач や владелец этого особняка は、具体的なある対象を指示しているのではなく、これらの語の内包としての属性 — врач の場合は「病気の人を治療できる」などの属性を有する職業についている、владелец этого особняка の場合は、例えば「その邸を自由に処分できるという権限をもっている」という属性を、またある場合には「こんな邸の持ち主だから、ものすごい金持ちだ」、といった属性を含意しているかもしれない — が問題にされているのである。一方、(3)のXにあたる名詞句 осень は、人や物などの具体的な個体ではなく、時間概念としての抽象物であるという違いはあるが、話し手、聞き手双方にとってその内容が明らかな、特定の対象であるという意味においては、指示名詞句であることにかわりはない。

また、(4)のX名詞句にあたる кит は、この文では明らかに総称的な意味で用いられており、上でみたように、ある特定個体の唯一的指示ではないが、ある特定の種族全体を指し示しており、やはり指示名詞句として捉えることができる。

### 2-3. 「同定文」としての「X-Y」文

次に、第一類型に属するもう一つのプロセスとしての「同定」という問題についてみてみよう。上でみた「属性規定文」の場合には、ある特定の個体をすでに「同定」されたものとしてX名詞句として取り出し、その個体についてより高次のクラスへまとめ上げる、「分類」ということを通じて「属性規定」をおこなうというプロセスを反映した文であった。しかしながら、ある個体に関する経験的判断という場合には、上のプロセスとは異なるもう一つのプロセスがあることが確認される。それはまず、特定の個体の取り出しではなく、あるクラスというものの存在確認に始まり、そのクラスの中で、ある特定の個体を指定し「同定」というものである[2: 323-325]。例えば、「属性規定文」の例として挙げた「山田さんは社長だ」の文で、X、Yそれぞれの名詞句を入れ替えた「社長は山田さんだ」という文は、もとの文と同じ意味ではない。すなわち、社長という資格をもち得る複数の個体の集合の中から、目下、問題となっている状況、コンテキストでは、その資格をもち得るのは山田さんである、という形で唯一的な個体の指定をおこなっていると解釈できる。このタイプのプロセスを具現している文を、以下「同定文」と呼

ぶことにする。(4)

「同定文」を「属性規定文」と根本的に区別しているのは、Y名詞句が、特定の個体を唯一的に指示する機能をもつ指示名詞句として立ち現われるということである。Падучева, Успенский からこの「同定文」に該当すると思われる文を以下みてみよう [12: 355—356]。

- (5) Владелец этого особняка — ювелир Фужере.  
(この邸の持ち主は宝石商のフジェレーだ。)
- (6) Мое любимое время года — осень.  
(私の好きな季節は秋だ。)
- (7) [Кто-то из нас здесь лишний в квартире. И мне кажется, что] этот лишний — именно вы.  
(〔この私たちの中で誰かがアパートの中じゃ役立たずなんだ。私が思うに〕その役立たずとはまさにあなただ。)
- (8) Участник нашего концерта — артист Георг Отс.  
(私たちのコンサートに参加したのはアーティストのゲオルク・オッツだ。)

(5)と(6)は(2)と(3)のX, Yの名詞句をそれぞれ入れ替えただけのものであるが、語順転換することによって命題の意味内容そのものが変わってしまっている。すなわち、例えば(2)の文が「宝石商のフジェレーというのはどういう人かといえば、それはこの邸の持ち主だ」という意味であるのに対し、(5)の文の意味は「誰がこの邸の持ち主かといえば、それは宝石商のフジェレーだ」ということになる。

一般に、(1)～(4)のような「属性規定文」においては、その意味内容を変更せずに情報構造を変えるということとはできないと考えられる。(5)それは、ある「同定」された指示対象について、その「属性規定」をおこなうという場合に、当然、当該の文の中での情報量として高いのはその属性を表現する部分であって、すでに「同定」されている指示対象がその「属性規定」を表現する部分より重要な情報を担っているということは考えにくいということで説明できるであろう。

さて(5)～(8)の文で、Y名詞句が指示名詞句であるという点は問題がないであろう。一方、X名詞句について、Падучева, Успенский では Donnellan [21] が提出した用語を使って、限定用法(атрибутивные ИГ, attributive use)の名詞句であるとしている [12: 351]。例えば(8)のX名詞句「私たちのコンサートに参加した人」という場合、これだけでは「コンサートに参加した」という資格をもつ個体の集合に言及しているに留まっており、Y名詞句「ゲオルク・オッツ」が与えられることで、初めてその資格をもつ個体の唯一的指定がなされるのである。限定用法として用いられている名詞句表現というものは、その名詞句で表現されている属性や資格自体が重要であり、その属性、資格をもつ何らかの特定の個体の存在ということを一応前提としてはいるも

の、外部世界に具体的に存在するある特定の個体の唯一的指示を直接表現するものではない。限定用法としての名詞句は、先にみたように「属性規定文」のX名詞句としても、また今問題にしている「同定文」のY名詞句としても立ち現われることが観察される。

(9) Убийца мэра — участник нашего концерта.

(市長を殺した犯人は私たちのコンサートに参加したやつだ。)

上の文で「犯人は私たちのコンサートに参加したやつだ」という場合には、「私たちのコンサートに参加した」という資格をもつ個体の集合という枠を示すことで、その集合のうちのある特定の個体ということを含意しつつ、特定の個体の唯一的指定はおこなっていないものの、その枠自体で「同定」のプロセスはすでに完了したもの、すなわちそれ以上の情報は不要であるか、または話し手としてももちあわせていないかのいずれかを示している。それに対して(8)の場合には、上でも述べたように、同じ名詞句がXとして使われていることによって、ある資格をもつ個体の集合という枠付けを提示し、目下問題となっている状況で、その枠付けに該当するのは、唯一的存在としてのY名詞句で指示される個体であると「同定」しているのである。すなわち、同じ「同定文」でも、(8)と(9)では「同定」に際しての話し手の与える情報量に差があり、(9)の場合は不完全な「同定文」といえるであろう。

さて、「同定文」のXとして現われる名詞句は、限定用法の名詞句であり、その名詞句で表現されている属性や資格自体が重要であり、その属性、資格をもつ何らかの特定の個体の存在ということを前提とはしつつも、直接的には外部世界に存在する特定の個体の唯一的指示を表現するものではないということを見てきたが、それでは(5)や(6)のX名詞句として用いられている *владелец этого особняка, мое любимое время года* が、限定用法の名詞句として、特定の個体の存在を前提としていると理解されるのに対し、何故同じ名詞句が、(2)や(3)の「属性規定文」のY名詞句として用いられる場合には、これらの名詞句で表現されている内包としての属性のみが問題とされる、叙述名詞句として理解されるのかということについて、それぞれの文の直感的な理解以外に、何らかの客観的な根拠というものを見出すことができるであろうか。

この問題については、Падучева, Успенский が、ある文で前提とされている事柄は、その文の肯定、否定にかかわらず変化しない、という「前提」に関する研究に依拠しておこなっている以下の考察は有効であろう。

(10) Ювелир Фужере не владелец этого особняка.

(宝石商のフジェレーはこの邸の持ち主ではない。)

(11) Владелец этого особняка не ювелир Фужере.

(この邸の持ち主は宝石商のフジェレーではない。)

(10)は(2)の、(11)は(5)のそれぞれ否定文であるが、(11)では問題となっている邸に持ち主が存在するということは前提となっているが、(10)の文では邸の持ち主の存在ということは何ら含意されていないことがわかる [12: 356]。

#### 2-4. 「同定文」における有標の二重点化

「属性規定文」と「同定文」の差異ということについて、残されたもう一つの問題について以下考察してみたい。日本語の「名詞コピュラ文」についての最近の研究において、「同定文」、「BハAダ」は助詞を「ハ」から「ガ」に変えることで「BガAダ」に変換できるのに対し、「属性規定文」ではそれが許されないということが共通の理解となっている [35] [24] [26] [30]。すでに「属性規定文」と「同定文」の日本語の例として挙げた「山田さんは社長だ」、「社長は山田さんだ」という二つの文について、上で述べたこととの関わりがどのようになっているかを見てみよう。

- (12) 山田さんは社長だ。
- (13) 社長が山田さんだ。
- (14) 社長は山田さんだ。
- (15) 山田さんが社長だ。

(15)は「同定文」(14)のX, Yのそれぞれの名詞句を入れ替え、助詞を「ハ」から「ガ」に変えたものであるが、(14)と同じ意味内容の「同定文」であること自体には問題がないであろう。ただ、(14)と(15)が「社長」という属性をもつ特定の個体の存在という前提に対して、それが実際には山田さんという、具体的に認定可能な、特定個体を指示する名詞句で表現されている人物であると「同定」している — その限りにおいては同じ意味の文であるが、情報構造における焦点化という点で明らかに異なる文であり、発話される状況も異なると考えられる。(14)では新情報(=焦点)は通常文末の位置にきており、その意味で「山田さんだ」は無標の焦点として理解されるであろう。一方、(15)では(14)ですでに焦点となっている名詞句が左方転位されることによって、さらに二重に焦点化がおこなわれていると見てよいだろう。このことは「ガ」が、述部が恒常的状态、習慣的動作を表わす場合には総記の解釈 — 「今問題となっている事物の中でXだけが」という解釈 — しか受け得ないとする久野の説にも合致するであろう [25: 37]。久野の「総記を表わす『ガ』」という理解が、格助詞「ガ」の特質、または固有の意味として妥当であるかどうかはここではさておくとして、(15)の文が明らかに特定の限られた状況、文脈でしか起こり得ない文であるということは事実であろう。例えば、ある会社を初めて訪れた人が社長に会いたいと思い、受付嬢に「この会社の社長はどなたですか」とたずねた場合、受付嬢は普

通ならば「社長は山田でございます」と答えるだろう。それでは(15)の文が自然な文として発話される場合というのはどのような状況であろうか。それは例えば、やはりある会社を初めて訪問した人が、受付嬢から役員リストをもらって、そのリストの中のどの人が社長であるかを知りたいような場合の質問、「どの方が社長さんですか」に対して、受付嬢が「山田が社長でございます」というような場合である。すなわち、(14)では「社長という資格を満たしている人—それは山田さんだ」というように、X名詞句とY名詞句が、その意味では単に結びつけられているだけなのに対して、(15)では、社長という資格を満たす人物を、眼前に示されているリストの中から排他的に取り出して示しており、その他のものはそうではないということを明示的に表現している文だといえる。

一方(13)であるが、これは「属性規定文」(12)が有標の二重焦点化を受けたものとして理解するには無理であろう。(13)は(15)と同じタイプの有標の二重焦点化を受けた「同定文」であると考えられる。それでは、「同定文」(14)については焦点をさらに「ガ」で二重焦点化することが可能であるのに、「属性規定文」(12)の場合には同じ変換をおこなうと何故「同定文」となるのであろうか。

まず第一に、「名詞コピュラ文」で「ガ」によって有標の焦点化がおこなわれる場合というのは、単に強勢というのみならず、いくつかの候補の中からあるものを排他的に取り出して示す、という状況での発話としてしか機能し得ないという、上でみたこととの関連である。「属性規定文」というのは、ある個体に関してその属性、資格を述べるというものであるが、一般に個体の属性というものは、当然ながら多岐にわたるものであることが前提とされており、いくつかの属性の中から、ある個体に関して、ある属性だけが排他的に取り出されて述べられるということは、人間の認知のプロセスとしてほとんどあり得ないことであるということが、「属性規定文」が「ガ」による有標の焦点化という変換を許容しがたいことの第一の理由であると考えられる。

ただ上のことだけでは、「属性規定文」、「X<sup>ハ</sup>Y<sup>ダ</sup>」の「ガ」による変換はできず、非文となるということはいえても、その変換した文が有標の二重焦点化を受けた「同定文」になるということについては、何ら明らかになっておらず、この点についての説明が必要となってくる。

(13)が有標の二重焦点化を受けた「同定文」と理解されるということは、(13)が変換によってもたらされるもとの無標の「同定文」というものが当然存在するはずである。それでは(13)のもとなる無標の「同定文」とはどのような文か。同タイプの(15)の文が(14)の文から変換されたものであることを考えるならば、(13)のもとなる無標の「同定文」とは、表現形式上は(12)と同じ文であるということになる。が、その文はもはや「属性規定文」ではなく「同定文」であるはずだ。すなわち(12)は一般には「属性規定文」として機能するが、また、「ガ」による有標の二重焦点化を許容する「同定文」としても機能する文だということになる。

それでは、(12)と同じ表現形式の文が「同定文」として機能する発話状況というものが考えられるであろうか。それはかなり特殊な状況ではあろうが、考えられないわけではない。例えば、

株主総会かなにかで、社長、副社長、専務といった役職名だけの名札が、壇上に座っている各役員の前に置かれているような場合に、会場にいるある人が「山田さんはどの人だい」と隣のの人にたずねたとしよう。その質問に対して隣の人が、壇上の社長という名札のところに座っている人を指して、「山田さんは社長だよ」と答えた場合、Y名詞句の「社長」はもはや「属性規定文」の場合のようにその内包を問題としているのではなく、他のいくつかの候補(問題となっている状況では副社長や専務、常務といった人達)から特定の話し手、聞き手双方にとって認定可能な人物を指定する、指示的な用法の名詞句として機能しており、「同定文」という解釈がなされるわけである。(13)が発話される状況というものも、上の状況とほぼ同じであると考えられるが、ただ(13)の場合には、「社長」という名詞句が有標の二重焦点化を受けた文として、居並ぶ役員の中で社長だけを他のものから排他的に取り出し、その他の人はそうではないということを明示的に表現するものとして機能しているといえる。

以上の考察を踏まえると、2-2で「属性規定文」として機能し得るとした文はすべて、ある特殊な文脈、発話状況では「同定文」としても機能し得ると結論づけてよいように思われる。

「属性規定文」として機能し得るか、「同定文」として機能し得るかの差は、「XハYダ」のY名詞句が、どのような用法の名詞句として用いられているかということと深く関わっているのである。このことはすでに2-2で簡単にふれたことであるが、「名詞コピュラ文」の「属性規定」の場合、「XハYダ」のY名詞句には、基本的には何らかの意味でX名詞句で表現されている個体に対する上位概念を表わす、類名としての名詞句が用いられるが、そこではXで指示されている個体が、単にYで表わされている上位概念に包摂されるということのみがいわれているのではなく、Yの内包、すなわちYという類名で包摂される集合が等しくもつ属性を、Xも有するということが表現されているのであり、その意味でY名詞句が叙述名詞句として規定できるのである。それに対して、同じ表現形式をとる文にあっても、もしYという類名がその内包が一切問題にされず、単なる特定個体を指す、外界照応的な指示名詞句として用いられていたり、また類名という性格を残しつつも、幾つかの類名が列挙されている中で、他の類名と区別して特定のYという類名に、Xで示される個体が包摂されるということを表現するような状況にあっては、「同定文」としてのふるまいをし、「ガ」による有標の二重焦点化という変換も可能になると考えられる。

後者のような、Y名詞句が類名としての性格を残しつつも、「属性規定文」ではなく「同定文」として理解されるような発話状況というのは、例えば文学史の試験などで、「プーシキンは以下のa)からc)のいずれかを答えよ、a) 19世紀の写実派小説家、b) 20世紀後半の映像作家、c) 19世紀のロマン派詩人」という設問がなされていた場合、「プーシキンはc)だ=プーシキンは19世紀のロマン派詩人だ」とも「c)がプーシキンだ=19世紀のロマン派詩人がプーシキンだ」とも答えられるという場合がそれに該当するであろう。いずれにせよこの場合も、Y名詞句は叙述名詞句ではなく指示名詞句として機能しているといえるであろう。

以上、日本語の場合の「属性規定文」と「同定文」の、有標の二重焦点化という変換に関わる、統語的なふるまいの差という問題をみてきたが、ロシア語の場合にもこの問題に関してはほぼ平行した現象が観察されるようである。

一般にロシア語の場合、有標の二重焦点化は、二重焦点化される語句の左方転位と、その語句に特別強勢の音調の核が置かれることによって実現される。

(16) Ювелир Фужере владелец этого особняка.

(宝石商のフジェレーがこの邸の持ち主だ。)

(17) Владелец этого особняка ювелир Фужере.

(この邸の持ち主が宝石商のフジェレーだ。)

(16)は「同定文」(5)のY名詞句 ювелир фужере が左方転位され、有標の二重焦点化を受けている文であり、特別強勢の音調の核が ювелир фужере に置かれている。この例でもわかるように、もとの(5)の無標の文と(16)の文では、Y名詞句の左方転位という以外に、日本語の「ハ」と「ガ」の置き換えのような構文上の差異はまったくなく、従って表面構造としては(16)は「属性規定文」(2)と全く同じである(ただし、書きことばでは(16)の場合 — (тире) は用いられない)。しかしながら、音調の核の置き方が異なり、(16)の文が(2)の文と混同されるということはない。

一方、ロシア語の場合にも(1)~(4)のような文が「属性規定文」として機能している際には、上でみた日本語の場合と同じ理由で、(5)から(16)へのような「同定文」の場合に可能な有標の二重焦点化という変換は許容されない。従って、(17)は「属性規定文」としての(2)の文が変換されてもたらされたものではなく、(2)と同じ表現形式をとる文が、特殊な文脈、発話状況のもとで「同定文」として機能する場合に許容される、有標の二重焦点化のための変換文と考えられる。事実、(1)~(4)の文は一般には「属性規定文」として理解されるが、特殊な文脈、状況のもとで、Y名詞句が日本語の分析のところでみたように叙述名詞句としてではなく、指示名詞句として用いられるような場合には、ロシア語の母語話者にとっても、「同定文」として理解することは十分可能なようである。

以上、「X-Y」文において、「属性規定文」と「同定文」という異なる認知プロセスを反映した文のタイプが観察されること、そして、日本語の「名詞コピュラ文」とロシア語の「X-Y」文の分析を通じて、この二つのタイプの文では「XハYダ」(「X-Y」)のX、Yのそれぞれの名詞句が異なる用法として機能しているということ、さらに、「属性規定文」、「同定文」という二つのタイプの文の差異は、単にそれらの文を支える文脈や発話状況の差として捉えられるだけではなく、それぞれのタイプの文の表面構造上に関わるふるまいにおいても、異なる性質を見出すことができるという旨のことを述べてきた。

### 3. ロシア語の「X-Y」文における「主語」の問題

#### 3-1. 「X-Y」文と「X является Y」文

さて、ロシア語の「X-Y」文は、これまで観察してきた文からも明らかなように、その基本型としては、現在時制で主格をとる二つの名詞句の並列として表現される。それゆえ、ロシア語の統語範疇としての「主語」(подлежащее)の最もわかりやすい指標 — 統語特性としての動詞(又は連辞)との性・数・人称による一致というものが、この「X-Y」文の現在時制の場合には一切観察することができないということから、二つの並列される名詞句のうちのいずれを「主語」(подлежащее)とみなし、いずれを「述語」(сказуемое)とみなすかについて、従来議論となってきたことは2-1ですでにみた通りである。

ここで、ロシア語の「X-Y」文の「主語」と「述語」の規定という問題に関してなされてきた従来の諸説を検討してみることにしよう。

Пешковский はロシア語の「X-Y」文を、一般には「X-Y」文と同義とされる連辞的機能を有する動詞 *являться* を使った文「X является Y」に変換した場合に、形態的に  $N_1$  となる名詞句がもとの「X-Y」文において「主語」であり、 $N_s$  に立つ名詞句が、もとの「X-Y」文の「述語」であるという説を立てている [13: 234]。例えば、「属性規定文」の(2)は

(18) Ювелир Фужере( $N_1$ ) является владельцем ( $N_s$ ) этого особняка.

という文と同義であり、従って(18)では  $N_1$  に立っている ювелир Фужере が(2)でも「主語」とみなすことができ、それに対し(18)では  $N_s$  に立っている владелец этого особняка は「述語」とみなすことができるというものである。この説は確かに一見わかりやすいように思えるが、そもそもロシア語の「X-Y」文と、連辞的機能を有する動詞 *являться* を使った文「X является Y」が、完全に同義の文とみなせるのかどうかという点に関して、この Пешковский の説は重大な問題を含んでいると考えられる。

#### 3-2. 「 $N_1$ является $N_s$ 」と「 $N_1$ соп $N_s$ 」という統語環境が意味するもの

まず連辞的機能を有する動詞 *являться* であるが、この動詞は18世紀から19世紀までは「到着する、やって来る」といった出現の意味や、「明らかになる、判明する」といった実質の意味をもつ動詞として用いられていたものであり、この動詞が純粋に連辞的な機能をもつものとして使用されるようになるのは、歴史的にはごく最近、19世紀20年代以降のことである。従って、それまでは「出現」という行為や、「～であることが明らかになる — 顕在」という一時的状態を表わす本来の動詞として、*являться* は当然のことながら、それらの行為や一時的状態の

中心的事物—すなわち担い手としての個体の客観的存在を表現する名詞句と、その行為や一時的状態に関与する対象や、動作の様態、場所、時などを表現する語句とともに文の中で立ち現われていたことになる [19: 109]。

- (19) Ты всем *являешься посланницей* небес. [6: 65]  
 (おまえはすべての人々にとって天の使いであるのだ。)
- (20) В последних сценах Ральф *является настоящим героем*. [14: 58]  
 (最後のシーンではラルフが本当の主人公として登場しているわ。)
- (21) Занемогал ли кто, Кетчер *являлся сестрой* милосердия и не оставял больного, пока тот оправлялся. [5: 227]  
 (だれかが病気になる、ケッチェルは看護婦になって、病人が回復するまでそのそばを離れなかった。)

上記の文ではいずれもN<sub>1</sub>に立つ名詞句が、行為、状態の担い手としての「主語」として動詞 *являться* と人称・性・数において呼応している。一方N<sub>5</sub>に立つ名詞句は、ここでは「～として(現われる)」、「～として(明らかになる)」という意味—すなわち出現や顕在という、行為や一時的状態の一種の様態(образ действия)を表現していると考えられる。このような考察をふまえると、この時期までの「X является Y」という構文においては、X、YのいずれをN<sub>1</sub>に立てるか、またN<sub>5</sub>に立てるかということ、これは話し手の伝達しようとする事象としての「状態」や「出来事」の客観的な生起の仕方そのものに依拠しているものであり、話し手の恣意的な判断にゆだねられるべき事柄ではないということになろう。

ところで、動詞 *являться* を用いた文における統語的環境について、その変遷をさらに歴史的にさかのぼってみると、古代ロシア語においては「N<sub>1</sub> V N<sub>1</sub>」の形が支配的であり、この統語パターンはおよそ17世紀から18世紀まで—18世紀にはすでにこのパターンは一部高雅な文体に限られてくるが—観察されるのである [8: 102, 123]。

- (22) Вышегородъ... *вторый Селунь явися* въ Русьстѣй земли. [17: 57]  
 (町は第二のセルンとしてルーシの地に現われた。)
- (23) ..., се бо вам... *подражатель явися*, голоду *терпитель*. [1: 63]  
 (こいつは、おまえたちのまねをする者として、飢えなぞ気かけない者として現われたのだ。)

この動詞 *являться* の「N<sub>1</sub> V N<sub>1</sub>」→「N<sub>1</sub> V N<sub>5</sub>」の歴史的交替の背景としては次のようなことが考えられる。

まず、物理的移動などを意味する一連の動詞群が、その歴史的に初期段階のパターンとしては「N<sub>1</sub> V N<sub>1</sub>」をとっていたと類推されるものの、「イーゴリ軍記」など12世紀の古代ロシア語文献では、すでに動作様態の意味ではN<sub>5</sub>をいわば補語の形でとるパターンが典型的であったことが観察され、また *учинитися*, *стати*, *творитися* などの個体の変化を意味する動詞群についても、同じ時期の文献ですでに「N<sub>1</sub> V N<sub>1</sub>」型と「N<sub>1</sub> V N<sub>5</sub>」型の二つのパターンが観察されている[8: 101–102, 104–105]。

- (24) Боянь бовѣщій, аще кому хотяше пѣснь творити, то *растѣкашется мысляю* по древу, *сѣрым вълокмъ* по земли, *шизымъ орломъ* под облакы, ... [18: 1]  
(まこと、ボヤーンは靈妙にして、もし人のため賛歌を編もうとすれば、心の思いは枝々をなしてひろがり、灰色の狼と化して大地を駆け、鈍色の鷲となって雲居を舞った。)
- (25) ..., онъ же нынѣ *ворогъ* ми ся *учинилъ*... [7: 150]  
(彼は今や私にとって敵となった。)
- (26) Съгна отца съ престола и самъ *царемъ ста*. [10: 47]  
(父を帝座から追いやり、自らが皇帝となった。)
- (27) Приѣха Самсонъ к митрополиту *ставитися владыкою* [9: 106]  
(サムソンは府主教のところにやって来て、尊師となった。)

この二つの動詞群は、上の例からもわかるように意味的に「～として」という、現代ロシア語の統語的組み立てでは名辞述語の名辞部分で表現される語句を伴う場合と、「～のように」という動作様態的な意味を表現する語句を伴う場合がある。もともと、どちらの場合もN<sub>1</sub>で表現されていたものが、特に動作様態の意味に近い場合、意味的近似性による、いわばメトニミー的作用によってN<sub>1</sub>の代わりに動作様態の造格N<sub>5</sub>が使用されるようになり、このN<sub>5</sub>の使用がやがてN<sub>1</sub>に対して優勢に立ち、前者のような「～として」というような意味の場合にもN<sub>5</sub>が使用されるようになる、という過程が推測され得るわけである。さらにこの「N<sub>1</sub> V N<sub>1</sub>」→「N<sub>1</sub> V N<sub>5</sub>」という交替現象が、他の「N<sub>1</sub> V N<sub>1</sub>」という統語環境をもつ動詞群へ波及していったと考えられるのである。

一方、本来的には単なる時制、モダリティー表示の機能のみをもつ連辞を伴う、ある個体についての「属性規定」や「同定」を表現する「XcopY」型文においては、「N<sub>1</sub>copN<sub>5</sub>」型はやっと17世紀になってその多少なりとも一般的な使用が観察される。それも、この時期においてはN<sub>5</sub>は位階や地位、職業などを表わす場合のみに限って使われ、恒常的な属性等の表現にはその使用は決してみられない[19: 63–64]。

その後19世紀末—20世紀初頭まで続いた「N<sub>1</sub> cop N<sub>1</sub>」と「N<sub>1</sub> cop N<sub>5</sub>」の、特に過去時

制における併存という状況をめぐって、その二つのパターンの選択がどのような意味的差異、あるいは発話状況の差異によってもたらされるかについては、対象の属性の〈恒常性 — 一時性〉、〈本来性 — 非本来性〉など、すでに従来の研究の中で多くの説が提出されているが [4: 244] [15: 504] [3: 198] [13: 228—229] [11: 166—167] [8: 92—97], いずれの説をとるにせよ、この問題の根本的な理解にとって Потебня の次の指摘は非常に重要な示唆を含んでいるといえよう。

《В он был офицером все грамматическое содержание предложения мыслится в три одинаковые приема...: был есть не связка, а самостоятельное сказуемое; офицером — дополнение к нему, стало быть, нечто мыслимое не в подлежащем, а особо от него, несмотря на частное совпадение, и в то же время особо от сказуемого... Рассматривая творит. предикативный согласно с происхождением его от творит. образа, можно сказать, что он вызван предчувствием соподчиненности данного состояния другим состояниям, еще не вошедшим в сознание, но близким к этому... В он был офицер... подлежащему... противопоставляется лишь один сложный член, составное сказуемое. Мысль здесь не останавливается на связке был и пользуется ею лишь для перехода от подлежащего к мыслимому в нем атрибуту.》 [15: 504]

「《он был офицером》において文の文法的内容全体は三つの同等の成分の受け入れという形で判断される。(…) был は連辞ではなく独立の述語として, офицером はその述語の補語として, 従って主語としばしば一致はするが, 主語の中においてではなく, 主語とは切り離されたものとして理解され, そして同時に述語からも切り離されて理解されているのである。(…) 造格述語を, その起源を様態の造格にもつものとして考察するならば, それは問題となっている状態が, まだ意識の上にはのぼっていないが, 意識にのぼりつつある他の状態に, 同時に従属しているという予感によってもたらされるのである。(…) 《он был офицер》においては, (…) 主語に (…) 相対しているのは単なる一つの複合成分 — 合成述語である。思考はここでは連辞 был のところで立ち止まることなく, 連辞は単に主語とその主語に内在していると考えられる属性を結びつけるためにのみ使われているのである。」

すなわち, この時期の「N<sub>1</sub> был N<sub>5</sub>」型においては, N<sub>5</sub> はN<sub>1</sub> で表わされる個体に本来的に帰属する属性, 資格を表わすものではなく, ある時間軸の中での個体の出現, 変化等に伴うその個体の一時的様態を表現する場合に, 話者によって選択された表現形式であるといえる。そのことは, 先にも簡単にふれたが, 固有名詞や親族関係を表わす名詞(мать, отец, дочь, сын, брат, сестра и т. д.), 民族名や社会階層を表わす名詞(россиянин, немец, дворянин, купец и т. д.), 恒常的な固有の性質を表わす名詞(глупец, красавец, трус, ленивец, гений и т. д.)などの場合

には専ら $N_1$  が用いられ、一方、職階(директор, начальник, полковник, советник и т. д.), 一時的な資格, 状態(предвестник, представитель, поборник, хранитель, помощник, свидетель, соучастник, победитель, защитник и т. д.)や年齢関係(младенец, ребенок и т. д.)などが表現される場合には $N_s$  が使用された, ということからも明らかであろう[19:68-69, 82-83]。

さらに $N_s$  が, ある時間軸の中での個体の一時的な資格, 状態としての立ち現われ方を表現したものであるということは, 「 $N_1$  был  $N_s$ 」型において, был は純粹に連辞としてではなく, 変化や出現などの実質的な個体の生起のさまを描写する動詞的機能をもつものとして, 話者によって認識されていたといえるであろう。このような「 $N_1$  был  $N_1$ 」型と「 $N_1$  был  $N_s$ 」型の併存, その意味的差異による使い分けという一般的状況は, 19世紀後半になると次第に「 $N_1$  был  $N_s$ 」型の優勢という展開をみせ, それまでの意味的差異による使用の区分ということが不明確になり, どちらの意味の場合も「 $N_1$  был  $N_s$ 」型が支配的な統語パターンとして定着するに至るのである[8: 114-121]。

一方, 動詞 являться に話を戻すと, 「 $N_1$  является  $N_s$ 」構文も, 19世紀後半以降は「X-Y」文とほぼ同様の, 本来的な「属性規定」や「同定」を表現する場合に広範に用いられるようになる。являться はそこでは実質の意味を失い, 純粹な連辞として機能し始めるのであるが, しかしながら, являться が「 $N_1$  является  $N_s$ 」という統語環境をもつということ自体は, являться がすでにみたように, もともとは出現という行為や, 顕在という一時的状態を表わす実質の意味をもった動詞として機能しており, ある限られた時空間の中で生起するその行為, 状態の担い手としての客観的存在である個体と, その行為や状態のあり方—すなわち様態としての一時的属性や資格が, 「主語」としての $N_1$  と動詞 являться の補語としての $N_s$  という表現形式をとるということに由来したものである。そこでは, 外部世界の限定された時空間に存在したり出現したりする事象を, まさに眼前に展開する事象の生起として, そのまま描写するというプロセスが具現化されており, そこにおいて事象の生起にどのような個体が関わるか, そして, その関わり方がどのようなかといったことは, 基本的には外部世界のありようそのものに依拠しているのである。

他方, ある特定個体の本質的な「属性規定」, 「同定」は, ロシア語ではすでにみたように本来的には「 $N_1-N_1$ 」型の文で表現され, そこでは認知主体が恣意的に外部世界から取り出した, 対象としての個体を表わすものとしての第一の $N_1$  と, 認知主体が自らの経験的判断によって導き出した, その個体の属性, 資格, または等価物を表わすものとしての第二の $N_1$  が, 基本的には時間軸の外で, 普遍的命題として単に結合されているのである。

### 3-3. 「X-Y」文と「X является Y」文の同義性について

さて、「X является Y」文及び「X-Y」文における統語的環境とその意味内容における以上のような歴史的な変遷過程をふまえて、当初設定した問題、現代ロシア語の「X-Y」文での先行研究における「主語」、「述語」の規定基準の妥当性、そして、そもそもロシア語の「X-Y」文の理解において、統語範疇としての「主語」という概念を適用することが有意義であるのかどうかという点、さらにそのことを通じて、ロシア語の「X-Y」文をめぐる「主語」、「主題」概念の適用という問題について再度ここで立ち返ってみよう。

先に、ロシア語の「X-Y」文の「主語」と「述語」の規定の基準として、「X-Y」文と一般的には同義とされる「X является Y」文への変換が使用されることをみてきたが、基本的な問題として、現代ロシア語においてはこの二つの文を完全に同義の文とみなすことができるのか、という点を検討しなければならないだろう。

すでに2-2、2-3で、ロシア語の「X-Y」文には、日本語と同じように「属性規定文」と「同定文」という概念化の異なるプロセスを表現する二つのタイプの文が観察されるということを明らかにしたが、もし「X является Y」文が「X-Y」文と同義であると仮定した場合には、「X является Y」文においても、「属性規定文」と「同定文」という二つのタイプの文が存在し得るということになる。この点に関して、以下「X-Y」文を(1)それぞれの名詞句の入れ替えによって、「属性規定文」と「同定文」の両方の解釈が可能な場合、(2)「同定文」の解釈のみが可能で、それぞれの名詞句の入れ替えを許容しない場合、の二つの場合に分けて、個々の場合に「X является Y」文への変換の可能性如何をみてみよう。

- (2) Ювелир Фужере — владелец этого особняка.  
(宝石商のフジェレーはこの邸の持ち主だ。)
- (6) Владелец этого особняка — ювелир Фужере.  
(この邸の持ち主は宝石商のフジェレーだ。)
- (28) Владелец этого особняка — один молодой инженер.  
(この邸の持ち主はある若い技師だ。)
- (29) \* Один молодой инженер — владелец этого особняка.
- (30) Ювелир Фужере является владельцем этого особняка.  
(宝石商のフジェレーはこの邸の持ち主だ。)
- (31) Владелец этого особняка является ювелир Фужере.  
(この邸の持ち主は宝石商のフジェレーだ。)
- (32) \* Владелец этого особняка является один молодой инженер.

(2)は2-2でみたように「属性規定文」として機能している文であり、(2)のそれぞれの名詞句の語順を変えることで、「同定文」として(6)の文が得られた。この場合はいずれも(30)、(31)のように「X является Y」文に変換が可能である。一方、(28)は(6)と同じように「同定文」として解釈される文であるが、(28)のそれぞれの名詞句の語順を変えた文(29)は、「属性規定文」としては意味的に適格な文とはいえない。ということは、(28)はX、Y名詞句の入れ替えによって「属性規定文」を得ることを許容しない文であるということになる。このことは、(6)のY名詞句 ювелир Фужере が話し手、聞き手双方にとって既知である、ある特定の個体を唯一的に指示する指示名詞句であるのに対し、不定代名詞 один を伴う(28)のY名詞句 один молодой инженер (ある若い技師)は、聞き手にとってはまったく不特定の、未知の個体を指し示しているということに起因していると思われる。このY名詞句は(10)のY名詞句 участник нашего концерта と同じく、限定用法の名詞句—すなわち「若い技師」という資格をもつ個体の集合のうち、ある特定の個体を含意しつつも、その特定個体の唯一的指定を聞き手に対しておこなっていない—として理解されるものであろう。

限定用法の名詞句それ自体は、すでにみたように「属性規定文」のX名詞句としても立ち現われる場合があるが、それでも、Xの外延はYのそれより狭いという「属性規定文」としての基本条件は、満たされていないとはならないのである。(29)の場合には明らかにこの条件を満たしているとはいえず、従って「属性規定文」としての解釈は許されず、(28)はそれぞれの名詞句の入れ替えを許容しない「同定文」ということになる。

ところで、(28)の文を「X является Y」文へ変換した文(32)は直観的に非文とされる。すなわち、ロシア語の「X-Y」文は、それが「属性規定文」である場合及び、X、Yのそれぞれの名詞句の入れ替えによって「属性規定文」が得られる「同定文」の場合にのみ、「X является Y」文への変換が可能であるということになる。

このことは、実は先にみた動詞 являться が「N<sub>1</sub> является N<sub>2</sub>」という統語環境をもつことの歴史的な由来—すなわち являться が、もともとは出現という行為や顕在という一時的状態を表わす実質の意味をもった動詞として機能していた—と深く関わっている。

行為及び状態を表わす文とは、本来的にある限られた時空間の中で、客観的に存在する個体の客観的な事象を描く文であり、そこでは客観的世界の出来事としての特定の時間位置の存在と、そして時間的経過が前提となっている。また、行為と状態それ自体は、事象が静静的であるかどうかということによって区別され得る。状態とはまさに一定の時間位置において、静静的で変化しないありさまのことである。

一方、「属性規定」や「同定」を表わす文は、すでに何度もみているように、基本的には認知主体が外部世界から恣意的に取り出した対象としての個体に、認知主体が自らの経験によって導き出した、その個体に特有であると思われる属性や資格を与えたり、また等価物を示すことで個体を規定するという文である。そこでの経験的判断は、対象とする個体のある限られた時空間の

中でのありさまという判断ではなく、時間的変化を伴わない、恒常的状态としての把握をその基本としている。従って、行為、状態を表わす文がテンスをもつことを基本とするのに対し、「属性規定」、「同定」を表わす文は、テンスから切り離されているのである。ただ、「同定文」の場合、テンスが基本的に意味をなさないのに対し、「属性規定」の場合には、本来恒常的なものであり、テンスから切り離されているべきはずのものが、ある特定の限られた時間軸の中で捉えられた場合には、一定の時間位置において、静止的で変化しないありさまとしての状態の意味と重なってくるのである。ここに、本来的には出現という行為や、顕在という一時的状態を表わしていた「X является Y」文が、「属性規定文」としての解釈を許容していく契機があるのである。このようにして「X является Y」文は、「属性規定文」としての「X-Y」文と同義の文として解釈され、そのことを通じてのみ、「X-Y」文がそれぞれの名詞句の入れ替えによって「同定文」の読みを獲得することのアナロジーとして、「X является Y」文もまた、名詞句の入れ替えによって「同定文」としての読みを得るのである。「X является Y」文が「同定文」としての解釈を許容するのは、名詞句の入れ替えがおこなわれる前の「属性規定文」としての読みが存在するということが前提となっており、そのことなしには「X является Y」文が「同定文」としての解釈を可能ならしめることはないのである。それ故、それぞれの名詞句の入れ替えを許容しない、「同定文」としての「X-Y」文は「X является Y」文へ変換することはできないということになる。それは、上にも述べたように同じ性格付け文でありながらも、「属性規定」を表わす文が時間軸上への位置付けを受けることによって、状態を表わす事象伝達文へと意味的つながりを見せるのに対し、「同定文」の場合には、テンスから完全に切り離された話者の経験的判断のみに依拠した文であり、事象伝達文への直接的な意味的つながりは絶たれている、という事情によるものと思われる。(6)

### 3-4. 「X-Y」文における「主語」と「主題」

このように考察してみると、結論的にまずいえることは、「X является Y」文は「X-Y」文と完全に同義の文とすることはできず、従って「X-Y」文の「主語」、「述語」規定の基準として「X является Y」文への変換を使用するということは妥当性を欠くということである。

第二に、そもそも「X является Y」文が「N<sub>1</sub> является N<sub>s</sub>」という統語環境をもつということ自体、являтьсяがすでにみたように、もともとは出現という行為や顕在という一時的状態を表わす実質の意味をもった動詞として機能しており、ある限られた時空間の中で生起するその行為、状態の担い手としての客観的存在である個体と、その行為や状態のあり方—すなわち様態としての一時的属性や資格が、「主語」としてのN<sub>1</sub>と、動詞 являтьсяの補語としてのN<sub>s</sub>という表現形式をとるということに由来したものである。そこでの「文法的主語」としてのN<sub>1</sub>は、前稿[32: 78-81, 90-91]で考察したように、外部世界に客観的に生起する事象を伝達する場合の、

その事象の根源的要因としての「動作主」表示の意味を元来もつものとして捉えることができ、 $N_s$  は動詞 *являться* とともに、事象そのものを伝達する「述語」を形成するものとして本来捉えられるべきものである。

第三に、「X-Y」文そのものは、本来的に「属性規定」、「同定」を表わす文、すなわち性格付け文として、判断の対象である事象の中からの話者の恣意的な中心物の取り出しと、それについての話者による経験的判断、という命題の二項性を具現化している。そこでは、判断の対象の中心としての名詞成分は、発話の出発点として必ず文頭に位置し、典型的な意味での「主題」という機能を担っているのである。すなわち「X-Y」文においては、常に文頭に位置する名詞句が、「主題」機能を担うものとして理解されるべきであり、あえて「文法的主語」という概念をこの構文にも適用するのであるならば、まさにこの「主題」機能ということを通じて、文頭位置の名詞句が「文法的主語」とみなされるべきであろう。従って、現代ロシア語において、性格付け文である「属性規定文」として認識される「 $N_1$  *является*  $N_s$ 」文においても、 $N_1$  は「動作主」表示の意味をその由来としてもちつつも、現代語においてはやはり発話の出発点、判断の対象の中心としての「主題」機能をもつものとして話者によって認識されているといえよう。一方、「属性規定文」としての「X-Y」文が、それぞれの名詞句の入れ替えによって、「同定文」の読みを獲得することのアナロジーとしての「同定文」、「 $N_s$  *является*  $N_1$ 」においては、やはり文頭に位置する $N_s$  に立つ名詞句が「主題」機能をもち、従ってこの構文においては、「文法的主語」 $N_1$  は単なる「動作主」表示のなごりとしての意味しかもち得ないのである。

#### 註

- (1) 「いいたて文」は「演述機能、すなわちことがらを述べるはたらきをもつ文」。「物語り文」は事件の成行きを述べる文であり、基本的形式は(何々)が(どうか)する [した]。「品定め文」は物事の性質や状態、または狭い意味での「判断」を示す。前者を「性状規定文」、後者を「措定文」とよぶ。それぞれの基本形式は(何々)は(かうかう)だ—性状規定、(何々)は(何か)だ—措定。[27]
- (2) このように、言語の表現形式としての文類型を、それを背後から支える概念化のパターンを通して、大きく二分して考察を進めている研究として、益岡 [33] の「属性叙述」と「事象叙述」、森重 [37][38] の「現実性判断」と「観念性判断」、内田 [23] の「知覚判断」と「経験判断」などを挙げることができる。
- (3) 「山田さんは社長だ」、「鯨は哺乳類だ」の二つの文を比較した場合、前者は「Xの今問題にしている性格がYの有しているある種の性格を満たすところのクラスに属する」ということを示し、後者は、「Xの有している特性でYの有している特性でないものはない—すなわちX、Yは完全な上下位関係にあることを示している」という差異に着目して、仁田 [31] は<帰属型>名詞文—この稿での「属性規定文」にはほぼ該当するものと思われる—を、前者のようなタイプの<性格づけ>と後者のような<所属化>の二つのタイプに下位区分している。やはり同様の観点から、高橋 [28] においても<種づけ>、<類づけ>という区分がおこなわれている。しかしながら、いずれにせよこの二つのタイプの文では、「分類」という

ことそのものが重要なのではなく、「分類」を通じてのYの内包である性質等によるXの「属性規定」ということが概念化されているわけで、具体的な表現形式としての文への立ち現われ方に関しても、基本的には同様のふるまいをすると考えられ、従って、この稿ではこれらをまとめて「属性規定文」とする。このことは、後に「山田さんは社長だ」など、ここで扱った同じ表現形式の文が、もしYの内包ということが一切問題にされず、単に他の多くのもとと区別してYであるということ指定する場合には、文としてのふるまいは異なり、「同定文」という「属性規定文」とは異なる類型に属する文になるということ明らかにするために重要であると考えられる。

一体に、今問題にしているタイプの文で、「山田さん」と「社長」、「鯨」と「哺乳類」といったXとYで表現されている事物概念間の上下位関係のあり方の差異といった問題は、主として論理学の問題に帰せるべきものであって、認知主体の概念化から具体的な文配列の実現に向けての認知プロセスの関わりという側面からは、上でみたように同じプロセスとして理解されるべきものであろう。

- (4) 名詞コピュラ文をこのように二つのタイプに大きく類別して考察するという理解は、三上 [35] で提出されて以来、用語や下位分類において差こそあれ、多くの先行研究が基本的にはそれにならっている [31] [28][29][26][30]。
- (5) このことは、先に2-3で挙げた三上 [35] 以降の日本語の「名詞コピュラ文」に関する先行研究においてもほぼ等しく認められているところである。
- (6) 人間がある事柄を文として表現し伝達しようとする際の、二つの異なる概念化の過程を反映するものとしての「性格付け文」と「事象伝達文」というタイプ分けに関しては、拙稿 [32: 76-77] を参照のこと。

#### 引用文献

1. *Адрианова-Перетц В. П.* Праздник кабацких ярыжек // Очерки по истории русской сатирической литературы XVIII в., М.-Л., 1937.
2. *Артунова Н. Д.* Семантическая структура и функции субъекта // Изв. АН СССР. Сер. лит. и яз. 1979. Т. 38, № 4.
3. *Булаховский Л. А.* Исторический комментарий к литературному русскому языку. Харьков, 1937.
4. *Востоков А. Х.* Русская грамматика. Спб., 1831.
5. *Герцен А. И.* Былое и думы. ч. 4, Н. Х. Кетчер // А. И. Герцен. Собрание сочинений в 30-ти томах. М., 1956, Т. 9.
6. *Давыдов Д. В.* Договоры // Стихотворения. Л., 1984.
7. *Ипатьевская летопись* // Полное собрание русских летописей. Спб., 1843, Т. II.
8. *Ломтев Т. П.* Очерк по историческому синтаксису русского языка. М., 1956.
9. *Новгородская первая летопись* // Полное собрание русских летописей. Спб., 1841, Т. III.
10. *Новгородская первая летопись старшего и младшего изводов* / Под ред. и с предисловием А. Н. Насонова. М.-Л., 1950.
11. *Овсянко-Куликовский Д. Н.* Синтаксис русского языка. Спб., 1912.
12. *Падучева Е. В., Успенский В. А.* Подлежащее или сказуемое? (Семантический критерий различения подлежащего и сказуемого в биноминативных предложениях) // Изв. АН СССР. Сер. лит. и яз. 1979. Т. 38, № 4.
13. *Пешковский А. М.* Русский синтаксис в научном освещении. М., 1938.
14. *Писемский А. Ф.* Тысяча душ. М., 1958, ч. 1, V.
15. *Потебня А. А.* Из записок по русской грамматике. М., 1958.
16. *Ревзин И. И.* Структура языка как моделирующей системы. М., 1978.
17. *Сказание о Борисе и Глебе* // Успенский сборник XII-XIII вв. М., 1971.
18. *Слово о полку Игореве.* Комментарий исторический и географический Д. С. Лихачева. М.-Л.,

1950. (中村喜和編訳「イーゴリ軍記」『ロシア中世物語集』筑摩書房 1970, p.207.)
19. Шведова Н. Ю. Изменения в системе простого предложения // Изменения в системе простого и осложненного предложения в русском литературном языке XIX века. М., 1964.
  20. Шмелев Д. Н. Синтаксическая членимость высказывания в современном русском языке. М., 1976.
  21. Donnellan K.S. Reference and Definite Description // The Philosophical Review. 1966. v. 75.
  22. Ebeling C.L. Subject and predicate, especially in Russian // Dutch contributions to the 4-th International Congress of slavistics. 's-Gravenhage, 1958.
  23. 内田賢徳 「主語をめぐる助詞の用法区分について」久野暉・柴谷方良編『日本語学の新展開』くろしお出版, 1989.
  24. 上林洋二 『指定の措定一ハとガの一面』筑波大学修士論文, 1984.
  25. 久野 暉 『日本文法研究』大修館書店, 1973.
  26. 坂原 茂 「役割, ガ・ハ, ウナギ文」『認知科学の発展』第3巻 講談社, 1990.
  27. 佐久間鼎 『日本語の特質』育英書院, 1941.
  28. 高橋太郎 「名詞述語文における主語と述語の意味的な関係」『日本語学』Vol. 3 (12月号), 1984.
  29. 寺村秀夫 『日本語のシンタクスと意味II』くろしお出版, 1984.
  30. 西山佑司 「コピュラ文における名詞句の解釈をめぐる」『文法と意味の間』くろしお出版, 1990.
  31. 仁田義雄 『語彙論的統語論』明治書院, 1980.
  32. 林田理恵 「ロシア語における「主語」と「主題」そして「主体」について-(1)序論」『大阪外国語大学論集』第16号, 1996.
  33. 益岡隆志 『命題の文法』くろしお出版, 1987.
  34. 三尾 砂 『国語法文章論』三省堂, 1948.
  35. 三上 章 『現代語法序説』刀江書房, 1953. [1972 復刊 くろしお出版]
  36. 三上 章 『文法小論集』くろしお出版, 1970.
  37. 森重 敏 『日本文法-主語と述語-』武蔵野書院, 1965.
  38. 森重 敏 「係り助詞は・も」『日本文法の諸問題』笠間書院, 1971.

(1997. 9 .19 受理)